

# 目黒区交通バリアフリー推進基本構想策定に向けて

目黒区では、区民の誰もが公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう、道路の段差解消や、鉄道事業者の協力を得て、駅のエレベーターやエスカレーターの設置を進めております。さらに、区内鉄道駅(駒場東大前・中目黒・祐天寺・学芸大学・都立大学・自由が丘・洗足・緑が丘)及び、目黒区の近接駅(池尻大橋・目黒・武蔵小山・西小山・大岡山)の周辺地区のバリアフリー化を促進するため、「交通バリアフリー法」や「東京都福祉のまちづくり条例」をふまえた目黒区交通バリアフリー推進基本構想を平成15年度までに策定することとしました。

このたび、高齢者団体・障害者団体等の意見や駅周辺地区(概ね半径500m圏)の調査結果をふまえ、駅及び主要な施設を結ぶ経路のバリアフリーネットワーク形成を目的とした、目黒区交通バリアフリー推進基本構想(素案)をまとめました。

今年度は、みなさまの意見をふまえ、重点的に整備すべき地区について鉄道事業者・交通管理者・道路管理者等の協力を得て、駅及び主要な施設を結ぶ歩行経路の整備の考え方を整理し、「目黒区交通バリアフリー推進基本構想(素案)」をまとめます。

今回の「目黒区交通バリアフリー推進基本構想(素案)」について、7月31日までに「ご意見ください」。また、交通バリアフリーに関するご意見も引き続きお寄せください。

## 交通バリアフリーとは

『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)』が平成12年5月に公布されました。

## 地区の設定(図2参照)

### 【交通バリアフリー推進地区(重点整備地区)】

目黒区において重点的にバリアフリー化を進める地区(位置)づけ

この法律では、車両(鉄道・バス・路面電車など)のバリアフリー化、公共交通施設(鉄道駅・バス・タクシーなど)のバリアフリー化、公共交通施設を中心とした一定地区における駅前広場、道路、信号機などのバリアフリー化を、市区町村が主体となつて基本構想を定め、その基本構想に沿って交通事業者(鉄道会社・バス会社など)、道路管理者(都道府県・市区町村)などがバリアフリー化を進めていくこととしています。

### 【福祉のまちづくり推進地区】

中長期的な見通しを立てて計画的に地域の特性に応じた柔軟に取り組む地区(位置)づけ

## 基本構想(素案)

### 基本方針

目黒区交通バリアフリー推進基本構想における基本方針を図1のように定めます。

### 地区抽出の考え方

「交通バリアフリー推進地区(重点整備地区)」の抽出

### 地区抽出の考え方

「交通バリアフリー推進地区(重点整備地区)」以外の10駅(駒場東大前・祐天寺・学芸大学・洗足・緑が丘・池尻大橋・目黒・武蔵小山・西小山・大岡山)周辺地区は、「福祉のまちづくり推進地区」として設定します。この地区は、東京都「福祉のまちづくり条例」による「地域バリアフリー化のためのガイドライン」を踏まえて、バリアフリーネットワーク化に向けて検討します。

## 5つの基本方針

図-1

- 方針1: 交通バリアフリー推進地区(重点整備地区)は、すみやかにバリアフリーネットワーク化に取り組むとともに、その他の駅周辺地区においてもバリアフリーネットワーク化を推進します
- 方針2: 段階的整備の考え方を取り入れた地区特性に合った整備を推進します
- 方針3: 区独自の整備・事業等を推進します
- 方針4: 公共交通施設のバリアフリー化に向けて各事業者へ移動円滑化の義務を履行させます
- 方針5: 区民とともにバリアフリー化を推進します

図-2 バリアフリーネットワーク化の実現に向けての枠組み

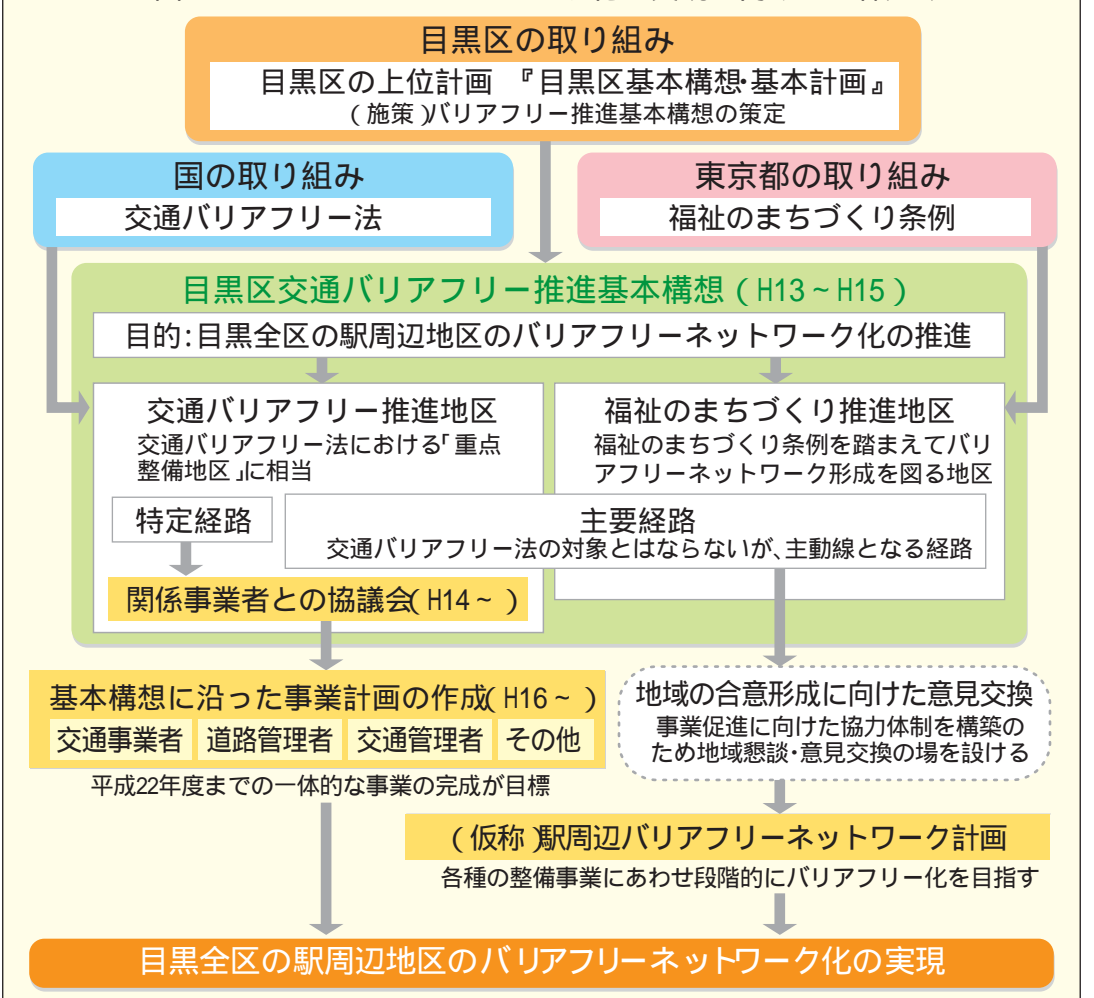
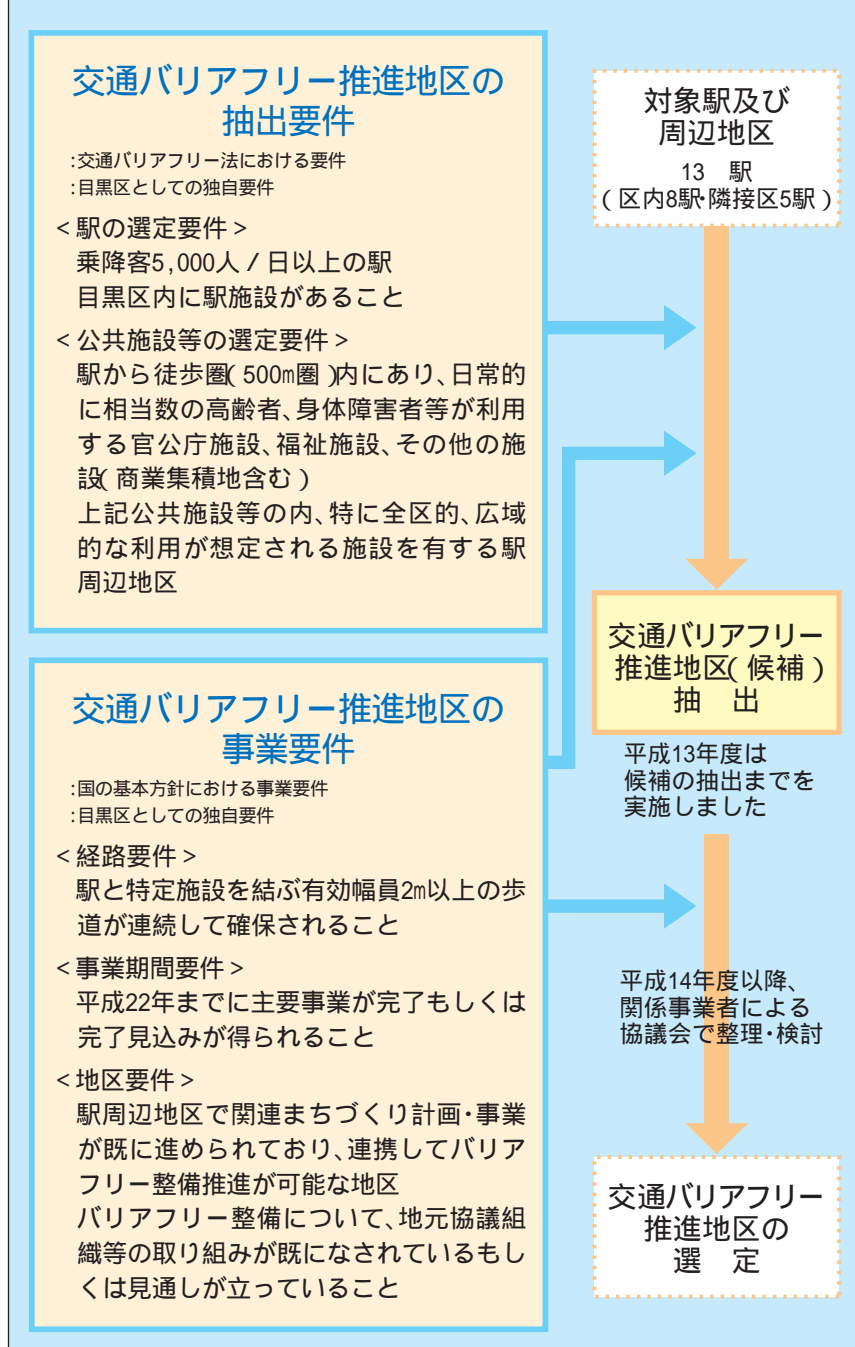


図-3 交通バリアフリー重点整備地区抽出の考え方



この地区では、関連事業の進捗状況、あるいは都市計画マスタープラン（平成15年度策定）など関連計画の内容、地区住民との協議体制などを勘案し、地区の実状に合わせて柔軟に取り組みます。

### 地区別基本構想

基本方針、地区設定にもとづいて、地区別の基本構想を定めます。基本構想では、重点的に整備を進める区域・経路を定めるとともに、整備の基本的な考え方を定めます。

### 【交通バリアフリー推進地区（重点整備地区）】

区域・経路の設定  
交通バリアフリー法では、重点整備地区の鉄道駅と高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、その他の施設を結ぶ主要な経路を特定経路として定めています。これを受けて、交通バリアフリー推進地区（重点整備地区）内の特定経路を定めました。

なお、特定経路は、交通バリアフリー法を受けて国土交通大臣などにより定められた基本方針に基づいて移動円滑化を実施するものとされています。（図4参照）

### 【福祉のまちづくり推進地区】

区域・経路の設定及び整備の基本的な考え方  
10駅周辺地区の特性を踏まえ、交通バリアフリー推進地区の特定経路および主要経路の設定の考え方で示した主要な動線を、福祉のまちづくり推進地区の主要経路として選定し、各地区ごとの整備の基本的な考え方をまとめます。

「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」策定後（もしくは策定と並行して）、各地区の整備の基本的な考え方を踏まえ、住民との共通認識のもとに歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。事業促進に向けた地区の協力体制構築のため、「自由な議論の場」、「情報交換の場」、「具体的な活動の場」を設置し、地域の合意形成を図り、関係組織が連携し、歩行空間のバリアフリー化を目指した（仮称）駅周辺バリアフリーネットワーク計画を作成してまいります。その後、各種の事業にあわせ、地区ごとに段階的に主要経路のバリアフリー化を推進します。

推進基本構想」策定後（もしくは策定と並行して）、各地区の整備の基本的な考え方を踏まえ、住民との共通認識のもとに歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。事業促進に向けた地区の協力体制構築のため、「自由な議論の場」、「情報交換の場」、「具体的な活動の場」を設置し、地域の合意形成を図り、関係組織が連携し、歩行空間のバリアフリー化を目指した（仮称）駅周辺バリアフリーネットワーク計画を作成してまいります。その後、各種の事業にあわせ、地区ごとに段階的に主要経路のバリアフリー化を推進します。

### 今後の進め方

### 策定スケジュール

目黒区交通バリアフリー推進基本構想は平成15年度を目途に策定します。（図5参照）

### 検討の進め方

目黒区交通バリアフリー推進基本構想の策定にあたっては、平成14年度以降、交通バリアフリー推進地区（重点整備地区）の特定経路における特定事業に関する協議を行うため、関係事業者で構成する協議会の設置を検討しています。

また、地元住民や商店会などとも意見交換を行いながら平成15年度には、目黒区交通バリアフリー推進基本構想を策定します。構想策定後においては、バリアフリー化をより一層推進していくため、地域との連携を図り、看板撤去などのソフト対策への沿道の商店会等の協力や主要経路（特定経路以外の主要な経路）の整備を促進してまいります。

図-4 交通バリアフリー推進地区（重点整備地区）

#### 【都立大学駅周辺】



都立大学駅周辺地区 整備の基本的な考え方  
特定経路のバリアフリーネットワーク化整備を進めます。特に商店街との連携、協力のもと、有効幅員を阻害する環境の改善、誘導・案内サイン類の設置等を推進します。特定経路に交わる区道との交差点部については、順次、バリアフリー化を促進します。既定計画・事業に基づき、特定経路に接続する関連街路や回遊空間のバリアフリーネットワーク化を進めます。駅舎のバリアフリー化整備と共に、交通広場や周辺の環境改善などのバリアフリー空間整備を進めます。

#### 【中目黒駅周辺】



中目黒駅周辺地区 整備の基本的な考え方  
区役所新庁舎など駅周辺の大規模開発整備が進められていることから、これらの開発整備に合わせて歩行者空間のバリアフリーネットワーク化及び環境整備を行います。また、関連事業との十分な連携を図るため、体制整備を行います。総合的な公共サイン計画を進めます。特に駅と新庁舎を結ぶ歩行者動線にあっては、バリアフリーに対応した誘導サイン類の設置を進めます。バリアフリー整備への関心も高いことから、バリアフリーネットワークの形成を進めるための体制づくりを進めます。

図-5 策定スケジュール

#### 目黒区交通バリアフリー推進基本構想（案）の作成

##### 基本構想（案）の作成

関係機関と協議した上で交通バリアフリー推進地区（候補）特定経路（候補）の見直し  
交通バリアフリー推進地区（候補）について、実施すべき特定事業、実現化方策等を検討

##### 福祉のまちづくり推進地区の検討

東京都『福祉のまちづくり条例』に基づいたバリアフリー化の基本的な考え方などを検討

目黒区交通バリアフリー推進基本構想（案）の公表  
区民意見の募集

#### 目黒区交通バリアフリー推進基本構想の策定

##### 基本構想（案）の協議・とりまとめ

基本構想（案）について区民意見を反映させた上で関係機関と協議し、見直す

##### 基本構想の協議・提出

基本構想について区民意見を反映させた上で関係機関と協議した上で見直し、提出

目黒区交通バリアフリー推進基本構想の公表

#### 【自由が丘駅周辺】



自由が丘駅周辺地区 整備の基本的な考え方  
広域的な商業集積を擁する地区であることから、駅周辺の回遊性に合わせたバリアフリーネットワーク化を図ります。商店街を中心としたまちづくり組織と連携してバリアフリーネットワーク化を進めます。当面、特定経路は駅前広場及び接続する都市計画道路の一部区間としますが、事業や計画の進展に合わせた特定経路のネットワーク化、特定経路の追加により整備を推進します。

目黒区では区民の方々の意見を積極的にまちづくりの中に反映させていきます。基本構想策定に向けてのご意見や、目黒区の交通バリアフリーに関するみなさまのご意見をお寄せ下さい。

【連絡先】目黒区 都市整備部 都市計画課  
Tel: 03-5722-9725 Fax: 03-5722-9338  
E-mail: tosiikei01@city.meguro.tokyo.jp

目黒区ホームページでも情報を公開しております  
ホームページアドレス: <http://www.city.meguro.tokyo.jp/tosikei/>